

CustomerInfo

Japan – カナダ税関-Advance Commercial Information (ACI) ご案内

August 19, 2020

Hapag-Lloyd

<お客様各位>

2020年12月04
REF CSD20-008D

平素より弊社サービスをご利用頂き厚く御礼申し上げます。

2021年1月4日より、税関通知 20-28 に従い、カナダ輸入貨物 Supplementary data の代わりに、eManifest による申告が必要となります。上記日付より 6 か月の猶予期間が開始され、その後、準拠していない貨物にはペナルティが課せられる場合がございます。

- 税関通知 20-28 は下記リンクよりご参照下さい
<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/publications/cn-ad/cn20-28-eng.html>

CN 20-28 に準拠するために、弊社は 2021 年 3 月 31 日以降、カナダへの輸入に関する Supplementary data (House BL 情報) 代行送信を中止致します。フォワーダー様は eManifest House BL 申告に関しまして、利用可能な下記申告方法よりお選び下さい。

- CBSA eManifest ポータルを介したオンラインでの提出：
<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/prog/manif/portal-portail-eng.html>
- 承認された第三機関のサービスプロバイダーの使用：
<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/eservices/sp-fs/09-eng.html>

尚、In-Transit、及び FROB 貨物は免除となりますので、弊社による House BL 代行送信は引続き可能でございます。

詳細については、CBSA の Web サイト (<https://www.cbsa-asfc.gc.ca/menu-eng.html>)、若しくは、eManifest ヘルプデスク (emanifest-manifestelectronique@cbsa-asfc.gc.ca) にお問い合わせください。